

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第7号 川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第7号 川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和4年2月9日

健康福祉局

## 議案第 7 号 川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

高齢者外出支援乗車事業における情報通信の技術の利用に伴い、高齢者フリーパス及び高齢者特別乗車証に関する条例の一部改正

### 2 条例の改正内容

高齢者フリーパス及び高齢者特別乗車証に使用する媒体を IC カードとすることに伴い、規定の整備を行うもの

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和 4 年 9 月 1 日から施行。ただし、準備行為に関する規定については、同年 7 月 1 日から施行。

#### (2) 経過措置

改正前の条例（以下「旧条例」という。）第 4 条の規定により交付された川崎市高齢者特別乗車証明書又は旧条例第 5 条の規定により交付された川崎市高齢者フリーパスでこの条例の施行の際現に効力を有するものは、その通用期間中で、かつ、令和 4 年 9 月 30 日までの間に限り、なお従前の例による。

#### (3) 準備行為

川崎市高齢者特別乗車証の申請の手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例 平成16年 3 月24日 条例第10号</p>	<p>○川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例 平成16年 3 月24日 条例第10号</p>
<p>改正 平成24年 3 月19日 条例第 1 号</p>	<p>改正 平成24年 3 月19日 条例第 1 号</p>
<p>川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例 (目的)</p>	<p>川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例 (目的)</p>
<p>第1条 この条例は、高齢者外出支援乗車事業に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の社会的活動への参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、高齢者外出支援乗車事業に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の社会的活動への参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において「高齢者外出支援乗車事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p>	<p>第2条 この条例において「高齢者外出支援乗車事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p>
<p>(1) 川崎市高齢者フリーパス（以下「フリーパス」という。）<u>を利用する者</u>が、規則で定める運送事業者（以下「運送事業者」という。）<u>の</u>運行する乗合自動車に乗車できるようにする事業</p>	<p>(1) 川崎市高齢者フリーパス（以下「フリーパス」という。）<u>の交付を受けた者</u>が、規則で定める運送事業者（以下「運送事業者」という。）<u>に当該フリーパスを提示することにより、運送事業者が</u>運行する乗合自動車に乗車できるようにする事業</p>
<p>(2) <u>川崎市高齢者特別乗車証（以下「乗車証」という。）を利用する者</u>が、規則で定める額を支払うことにより、運送事業者<u>の運行する</u>乗合自動車に乗車できるようにする事業</p>	<p>(2) <u>川崎市高齢者特別乗車証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた者が、運送事業者</u>に当該証明書を提示し、かつ、規則で定める額を支払うことにより、運送事業者<u>が運行する</u>乗合自動車に乗車できるようにする事業</p>
<p>(事業の支援)</p>	<p>(事業の支援)</p>
<p>第3条 市は、高齢者外出支援乗車事業を行う団体として市長が指定するものの（1団体に限る。以下「指定団体」という。）に対し、高齢者外出支援乗車事業の実施に必要な支援を行うものとする。</p>	<p>第3条 市は、高齢者外出支援乗車事業を行う団体として市長が指定するものの（1団体に限る。以下「指定団体」という。）に対し、高齢者外出支援乗車事業の実施に必要な支援を行うものとする。</p>
<p><u>(乗車証の発行)</u></p>	<p><u>(証明書の交付)</u></p>
<p>第4条 市長は、年齢70歳以上の者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）</p>	<p>第4条 市長は、年齢70歳以上の者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）</p>

改正後	改正前
<p>の規定により本市の住民基本台帳に記録されているものが<u>規則で定めるところにより乗車証の発行を申請したときは、乗車証を発行</u>するものとする。</p>	<p>の規定により本市の住民基本台帳に記録されているもの<u>に対し、証明書を交付</u>するものとする。</p>
<p>(フリーパスの<u>発行</u>等)</p>	<p>(フリーパスの<u>交付</u>等)</p>
<p>第5条 第2条第1号に掲げる事業を行うため、指定団体は、フリーパスを<u>発行</u>しなければならない。</p>	<p>第5条 第2条第1号に掲げる事業を行うため、指定団体は、フリーパスを<u>交付</u>しなければならない。</p>
<p>2 フリーパスの<u>発行</u>を受けることができる者は、<u>乗車証の発行</u>を受けた者とする。</p>	<p>2 フリーパスの<u>交付</u>を受けることができる者は、<u>証明書の交付</u>を受けた者とする。</p>
<p>3 指定団体からフリーパスの<u>発行</u>を受けようとする者は、<u>発行</u>を受ける際、フリーパスの利用に要する費用として、規則で定めるフリーパスの通用期間に応じ、規則で定める額を負担するものとする。ただし、規則で定める者が<u>発行</u>を受けようとする場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>3 指定団体からフリーパスの<u>交付</u>を受けようとする者は、<u>交付</u>を受ける際、<u>証明書を提示し</u>、フリーパスの利用に要する費用として、規則で定めるフリーパスの通用期間に応じ、規則で定める額を負担するものとする。ただし、規則で定める者が<u>交付</u>を受けようとする場合にあっては、この限りでない。</p>
<p>(<u>乗車証</u>及びフリーパスの通用区間)</p>	<p>(<u>証明書</u>及びフリーパスの通用区間)</p>
<p>第6条 <u>乗車証</u>及びフリーパスの通用区間は、規則で定める。 (譲渡等の禁止等)</p>	<p>第6条 <u>証明書</u>及びフリーパスの通用区間は、規則で定める。 (譲渡等の禁止等)</p>
<p>第7条 <u>乗車証及びフリーパスは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならないものとする。</u></p>	<p>第7条 <u>証明書の交付を受けた者は、証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</u></p>
<p>2 市長は、前項の規定 (<u>乗車証に関するものに限る。</u>) に違反した者、不正な手段により<u>乗車証の発行</u>を受けた者又は<u>乗車証の利用</u>について不正の行為をした者<u>の乗車証の利用を停止する</u>ことができる。</p>	<p>2 市長は、前項の規定に違反した者、不正な手段により<u>証明書の交付</u>を受けた者又は<u>証明書の利用</u>について不正の行為をした者<u>から証明書を返還させる</u>ことができる。</p>
<p>(<u>削除</u>)</p>	<p>3 <u>フリーパスの交付を受けた者は、フリーパスを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならないものとする。</u></p>
<p>3 指定団体は、<u>第1項の規定 (フリーパスに関するものに限る。)</u> に違反した者、不正な手段によりフリーパスの<u>発行</u>を受けた者又はフリーパスの利用について不正の行為をした者<u>のフリーパスの利用を停止する</u>ものとする。</p>	<p>4 指定団体は、<u>前項の規定</u>に違反した者、不正な手段によりフリーパスの<u>交付</u>を受けた者又はフリーパスの利用について不正の行為をした者<u>からフリーパスを返還させる</u>ものとする。</p>
<p>4 <u>市長は、乗車証又はフリーパスを利用する者が死亡し、又は市外に転出したときは、当該乗車証又はフリーパスの利用を停止するものとする。</u></p>	<p>(<u>新設</u>)</p>

改正後	改正前
<p>(補助)</p> <p>第8条 第1条の目的を達成するため、市長は、指定団体に対し、高齢者外出支援乗車事業に必要な費用について、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。</p> <p>(報告及び検査)</p>	<p>(補助)</p> <p>第8条 第1条の目的を達成するため、市長は、指定団体に対し、高齢者外出支援乗車事業に必要な費用について、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。</p> <p>(報告及び検査)</p>
<p>第9条 指定団体は、毎年、前条の補助金の交付を受けた事業について、市長に実施状況を報告しなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、その職員に前項の事業に係る指定団体の業務の状況を検査させることができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>第9条 指定団体は、毎年、前条の補助金の交付を受けた事業について、市長に実施状況を報告しなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、その職員に前項の事業に係る指定団体の業務の状況を検査させることができる。</p> <p>(委任)</p>
<p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	
<p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、同年7月1日から施行する。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p>	
<p><u>2 改正前の条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により交付された川崎市高齢者特別乗車証明書又は旧条例第5条の規定により交付された川崎市高齢者フリーパスでこの条例の施行の際現に効力を有するものは、その通用期間中で、かつ、令和4年9月30日までの間に限り、なお従前の例による。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>(準備行為)</u></p>	
<p><u>3 川崎市高齢者特別乗車証の申請の手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</u></p>	